



令和2年6月15日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
子ども家庭課	児童虐待対策監	谷倉 祐二	内線 2632
			直通 058-272-8325
			FAX 058-278-2644

令和元年度岐阜県における児童虐待相談の状況について ～県子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、過去最多～

令和元年度に県内5カ所の県子ども相談センター（児童相談所）が対応した「児童虐待の相談対応件数（速報値）」を取りまとめました。

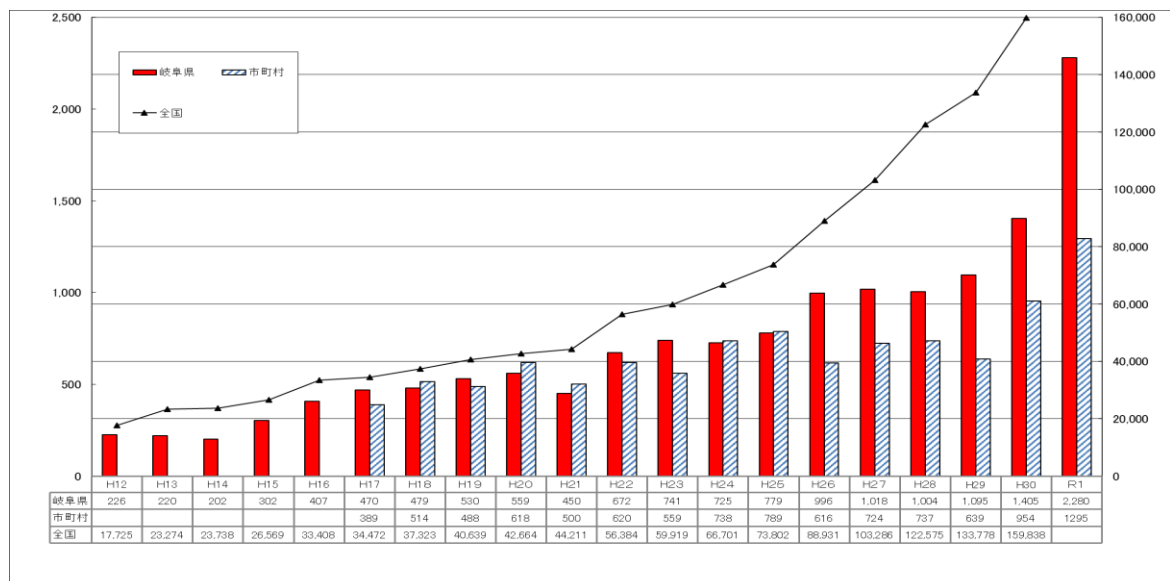
県内の児童虐待相談対応件数は2,280件（対前年度比62.3%増）で、過去最多となりました。

1 児童虐待相談対応状況

【状況】

- 種別 「心理的虐待」が1,061件（全体の46.6%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が851件（同37.3%）、3番目に「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が338件（同14.8%）となっています（表1）。
- 年齢構成 「7歳～12歳」が928件（全体の40.7%）と最も多く、次に「3歳～6歳」が546件（同24.0%）、3番目に「0～3歳未満」が356件（同15.6%）となっています（表1）。
- 主な虐待者 「実母」が1,091件（全体の47.8%）と最も多く、次に「実父」が868件（同38.1%）となっています（表2）。
- 相談の経路 「警察等」が828件（全体の36.3%）と最も多く、次いで「学校等」が382件（同16.8%）、3番目に「市町村」が323件（同14.2%）となっています（表3）。
- 一時保護 児童虐待により一時保護を行った件数（委託一時保護含む）は、341件（対前年度比71.4%増）で、延日数は9,050日（同86.0%増）となっています（表4、表5）。

図 児童虐待相談対応件数の動向（平成12年度～令和元年度）



【分析】

- ・県の対応件数は2,280件（前年度1,405件 対前年度比62.3%増）で、過去最多となりました。
- ・県の相談対応件数が増加した主な要因としては、警察からの通告件数が大幅に増加（828件、対前年度比363件増）したことが挙げられます。子ども相談センターと警察との連携協定（平成29年3月締結）及び虐待事案の全件共有（平成30年6月開始）により、両機関の連携が年々強化され、子どもの安全確保を最優先に、迅速に対応したことが考えられます。（表3参照）
- ・また、「学校等」（382件 対前年度比174件増）及び「市町村」（323件 対前年度比170件増）からの通告件数が増加しており、平成31年1月の千葉県野田市の虐待死亡事件を教訓として、学校、市町村等関係機関が早期の情報共有に努めた結果、通告件数が増加したものであると考えられます。（表3参照）
- ・このため、子どもや家庭に最も身近な基礎自治体である市町村が対応した虐待相談対応件数も1,295件（前年度954件 対前年比35.7%増）と過去最多となりました。
- ・近年の児童虐待相談対応件数の増加の中で「面接指導」による対応が増加している理由としては、関係機関による地道な啓発活動のほか、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の認知や県民の児童虐待に対する意識の高まりにより、虐待が重篤化する前の軽微な段階で早めの通報が増えていることによるものと考えられます。（表6参照）

<参考> 市町村相談窓口における相談件数

- ・市町村における児童虐待相談対応件数は1,295件で、前年度と比べ341件増加しました。
- ・平成16年の児童福祉法改正により、市町村が児童虐待を含む児童家庭相談に関する一義的な相談窓口となり、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行っています。
- ・また、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために各市町村に設置された*「要保護児童対策地域協議会」などを通じて、関係機関の連絡調整や情報共有を円滑に行うことにより、虐待の未然防止・早期発見・早期対応を行っています。

※「要保護児童対策地域協議会」の主な構成機関

保健所、医療機関、警察署、子ども相談センター、女性相談センター、市町村の児童福祉担当課、学校、幼稚園、保育所、児童福祉施設、民生委員・児童委員、人権擁護委員等

市町村相談窓口における虐待相談対応件数

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
対応件数	620	559	738	789	616	724	737	639	954	1,295

（注）子ども相談センターにおける対応との重複件数は不明。

2 令和元年度における被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第33条の16に基づく公表）

- ・被措置児童の権利擁護を図るため、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、子ども相談センターや福祉事務所などに通告しなければならないが、県は通告を受けた場合には被措置児童等虐待の防止や被措置児童等の保護のために必要な措置を講ずることとされています。

- ・児童福祉法に基づき、県は毎年度、被措置児童等虐待の状況等を公表することとなっており、令和元年度の本県における被措置児童等虐待の状況は、以下のとおりです。

- (1) 被措置児童等虐待の通告件数 4件
 - ・施設等の種別 児童心理治療施設2件、児童自立支援施設1件、里親1件
- (2) 事実確認調査の結果
 - ・虐待の事実が認められた事案 3件
 - ・虐待の事実の判断に至らなかった事案 1件
- (3) 虐待の事実が認められた事案の概要

	事案1	事案2	事案3
虐待があった施設の種別	児童心理治療施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	心理的虐待
子どもの性別・年齢階級	男・中学生	男・中学生	男・小学生
虐待を行った職員の職種	児童指導員	児童指導員	児童指導員
県が講じた措置	虐待を受けた子ども、虐待を行った職員等からの聞き取りを踏まえ、県児童福祉審議会への報告・意見聴取後、施設に対し本件の検証及び再発防止について指導した。		

被措置児童等虐待とは

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなり児童養護施設等への入所や里親への委託などの措置をされた児童に対して、施設職員や里親などが行う虐待をいいます。

3 令和2年度に県が行う主な児童虐待対策

県では、児童虐待に関する相談件数が増加する中、県内5カ所の子ども相談センターを中心に、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発防止、子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行っています。

また、虐待対応には、関係機関との連携など体制整備が重要であることから、主な通告経路である警察、学校、市町村等の関係機関との連携を強化するとともに、相談対応を確実に行うことができるよう、子ども相談センターの機能強化を図ります。

(1) 児童虐待防止のための広報・啓発

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知
- ・児童虐待防止推進月間（11月）における、ぎふオレンジリボン運動の展開
- 新**・新型コロナウイルス感染症問題に起因する生活不安・ストレスからの児童虐待・DV等の深刻化が懸念されるため、相談窓口の周知を強化

(2) 関係機関との連携の推進・子ども相談センターの体制強化

新型コロナウイルス感染症問題に起因する休園・休校等により児童虐待の深刻化が懸念されたため、全子ども相談センターにおいて継続対応している全虐待ケースの見守り確認を行うとともに、全市町村に対し「子どもの見守りアクションプラン」の実施状況について確認を行いました。

今後も、福祉・教育・司法・医療などの各機関のネットワークを活用して、相互の情報共有・連携を図るとともに、関係機関を対象とした研修会の開催による人材育成、子ども相談センターの体制強化により、児童虐待の再発防止・子どもの自立支援の充実に努めます。

【関係機関との連携】

- ・要保護児童対策地域協議会の運営及び個別事案の対応に関する助言
- ・市町村に対する指導・助言
- ・警察、学校等関係機関との連絡会議等の実施
- ・医療機関からの虐待相談窓口の設置、医療従事者向け研修の実施
- ・児童家庭支援センター（5圏域）による要支援児童や家庭の見守り、親子関係再構築の支援

【児童虐待防止に関する人材育成】

- ・児童福祉司の専門性向上のための研修（児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関の専門職研修）の実施

- 新**・児童心理司等の専門性向上のため保護者支援プログラム研修の受講
- ・市町村の児童相談担当職員、里親、児童福祉施設職員、主任児童委員、民生委員・児童委員、学校教員、保育士等に対する研修の実施

【子ども相談センターの機能強化】

- 新**・子ども相談センター業務支援システムのモバイル化
- ・児童福祉司や児童心理司の計画的な増員
- 新**・全子ども相談センターにおける里親養育支援担当児童福祉司の配置
- 新**・子ども相談センターへの保健師の配置
- ・全子ども相談センターへの警察OB職員の配置
- ・全子ども相談センターへの児童虐待対応弁護士の設置

【再発防止・自立支援の充実】

- ・「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施
- ・要保護児童対策地域協議会を中心とした地域全体での支援
- ・児童養護施設退所者等に対する生活や進学・就業の支援

（3）子育て中の保護者の負担軽減

児童虐待防止のためには、良好な子育て環境を整え、社会全体で子育て家庭を応援し支えていくことが必要です。県では市町村と連携し、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て家庭の支援に取り組んでいきます。

【産前・産後母子支援】

- 拡**・乳児院のノウハウを活かした妊娠・出産について悩む妊婦の相談窓口の設置、産後の支援計画作成

【地域における子育て支援の推進】

- ・保育サービスの充実、ファミリー・サポート・センター、地域子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブ等による子育て支援

【子育て世帯の孤立化の防止】

- 新**・乳児院のノウハウを活かした困難な事情を抱えた子育て世帯支援の実施

【ひとり親家庭に対する支援の推進】

- ・ひとり親の就業・自立支援・生活支援・経済的支援の実施
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援や食事提供等を通じた居場所づくりの推進

児童虐待の相談、通告は子ども相談センター、市町村等で受け付けています。虐待を発見した時や、虐待ではないかと疑われる場合には、速やかに通告(相談)をお願いします。

岐阜県内の相談・通告窓口 (24時間・365日)

虐待かもと思ったら、ご連絡ください。

児童相談所虐待対応ダイヤル「**189 (いちはやく)**」 (通話料無料)

※子育てに悩んだ時など子どもの福祉に関する様々な相談は

児童相談所相談専用ダイヤル「0570-783-189」へご相談ください。

(通話料がかかります)

表1 被虐待児の年齢構成・虐待種別

種別 年齢構成	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	心理的虐待	計	構成比 (%)	[参考] 平成30年度	
							計	構成比 (%)
0～3歳未満	70	2	59	225	356	15.6	215	15.3
3歳～6歳	202	9	82	253	546	24.0	360	25.6
7歳～12歳	385	11	135	397	928	40.7	559	39.8
13歳～15歳	130	5	43	128	306	13.4	187	13.3
16歳～18歳	64	3	19	58	144	6.3	84	6.0
計	851	30	338	1,061	2,280	100.0	1,405	100.0
構成比(%)	37.3	1.3	14.8	46.6	100.0			
[参考]平成30年度計	497	24	272	612	1,405			
構成比(%)	35.4	1.7	19.4	43.5	100.0			

表2 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
相談件数	868	135	1,091	18	168	2,280
構成比(%)	38.1	5.9	47.8	0.8	7.4	100.0
[参考]平成30年度	522	81	695	12	95	1,405
構成比(%)	37.1	5.8	49.5	0.8	6.8	100.0

表3 虐待相談の主な経路

経路 年度	都 道 府 県	市 町 村	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	医 療 機 関 等	学 校 等	家 族 ・ 親 戚 等	近 隣 ・ 知 人 ・ 地 域 等	児 童 本 人	そ の 他	計
平成22年度	20	148	26	58	34	115	122	119	12	18	672
構成比(%)	3.0	22.0	3.9	8.6	5.1	17.1	18.1	17.7	1.8	2.7	100.0
平成23年度	27	132	30	80	22	142	158	125	10	15	741
構成比(%)	3.6	17.8	4.0	10.8	3.0	19.2	21.3	16.9	1.4	2.0	100.0
平成24年度	37	124	27	77	31	149	132	130	8	10	725
構成比(%)	5.1	17.1	3.7	10.6	4.3	20.6	18.2	17.9	1.1	1.4	100.0
平成25年度	44	102	43	116	39	138	116	154	10	17	779
構成比(%)	5.6	13.1	5.5	14.9	5.0	17.7	14.9	19.8	1.3	2.2	100.0
平成26年度	43	138	32	211	33	137	195	173	12	22	996
構成比(%)	4.3	13.9	3.2	21.2	3.3	13.7	19.6	17.4	1.2	2.2	100.0
平成27年度	47	148	16	233	39	129	168	185	12	41	1,018
構成比(%)	4.6	14.5	1.6	22.9	3.8	12.7	16.5	18.2	1.2	4.0	100.0
平成28年度	42	189	17	224	42	161	128	138	23	40	1,004
構成比(%)	4.2	18.8	1.7	22.3	4.2	16.0	12.8	13.7	2.3	4.0	100.0
平成29年度	44	154	28	347	35	168	136	149	11	23	1,095
構成比(%)	4.0	14.1	2.6	31.7	3.2	15.3	12.4	13.6	1.0	2.1	100.0
平成30年度	80	153	21	465	41	208	156	253	12	16	1,405
構成比(%)	5.7	10.9	1.5	33.1	2.9	14.8	11.1	18.0	0.9	1.1	100.0
令和元年度	100	323	48	828	60	382	222	250	28	39	2,280
構成比(%)	4.4	14.2	2.1	36.3	2.6	16.8	9.7	11.0	1.2	1.7	100.0

表4 児童虐待による一時保護の状況(子ども相談センター保護分)

区 分	対応件数	延日数	保護日数 1件あたり
平成22年度	89	1,916	21.5
平成23年度	103	1,867	18.1
平成24年度	81	1,657	20.5
平成25年度	85	1,675	19.7
平成26年度	84	1,804	21.5
平成27年度	81	1,723	21.3
平成28年度	101	1,798	17.8
平成29年度	85	2,078	24.4
平成30年度	86	1,595	18.5
令和元年度	165	2,683	16.3

表5 児童虐待による委託一時保護の状況(児童養護施設等への委託)

区 分	対応件数	延日数	保護日数 1件あたり
平成22年度	42	792	18.9
平成23年度	35	630	18.0
平成24年度	52	935	18.0
平成25年度	76	1,797	23.6
平成26年度	91	1,276	14.0
平成27年度	102	2,275	22.3
平成28年度	93	2,098	22.6
平成29年度	113	3,175	28.1
平成30年度	113	3,270	28.9
令和元年度	176	6,367	36.2

<合計>
 ◆対応件数 341
 ◆延日数 9,050
 1件あたり保護日数
 26.5

※一時保護から委託一時保護に至る場合は重複して計上している。(件数のみ)

表6 虐待相談への対応状況

区 分	施 設 入 所	里 親 委 託	指 導 児 童 福 祉 司	面 接 指 導	そ の 他	計
平成22年度	65	2	26	556	23	672
構成比 (%)	9.7	0.3	3.9	82.7	3.4	100.0
平成23年度	65	2	29	622	23	741
構成比 (%)	8.8	0.3	3.9	83.9	3.1	100.0
平成24年度	69	3	13	616	24	725
構成比 (%)	9.5	0.4	1.8	85.0	3.3	100.0
平成25年度	66	4	29	645	35	779
構成比 (%)	8.5	0.5	3.7	82.8	4.5	100.0
平成26年度	67	11	20	877	21	996
構成比 (%)	6.7	1.1	2.0	88.1	2.1	100.0
平成27年度	62	10	12	914	20	1,018
構成比 (%)	6.1	1.0	1.2	89.8	1.9	100.0
平成28年度	67	8	14	902	13	1,004
構成比 (%)	6.7	0.8	1.4	89.8	1.3	100.0
平成29年度	54	10	17	996	18	1,095
構成比 (%)	4.9	0.9	1.6	91.0	1.6	100.0
平成30年度	64	11	16	1,290	24	1,405
構成比 (%)	4.6	0.8	1.1	91.8	1.7	100.0
令和元年度	62	3	27	2,133	55	2,280
構成比 (%)	2.7	0.1	1.2	93.6	2.4	100.0